

Title	(最高裁判事例研究二五二) 訴訟物が金銭債権である訴えと金額の表示の要否 (最高裁昭和二七年一月二日五日第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	河, 正慶(Kawa, Masayoshi) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.6 (1987. 6) ,p.125- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870628-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

としても、Y₁の違法な職務執行を知ることではできず、その結果、責任を負わない、ということであると理解される。

商法第二六〇条一項は、「取締役会ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス」と規定しており、取締役は、取締役会の構成員として、取締役に對する監視義務を負担するのであるが、監視という觀念は、業務執行の状況についての情報の収集義務と収集された情報の判断義務、そして場合によっては、発見された不当あるいは違法な行為の阻止義務とより構成されると解される（並木和夫、判例研究「手形取引を行い会社を倒産させた業務執行取締役の責任」金判七四二号四六頁）が、このうち、情報収集義務については、その者が置かれた状況によって、その義務の履行の程度について、他の取締役と相違が生じるのは、当然であり、結果として、責任に相違が生じることがある（並木和夫「アメリカ法における取締役の相違責任の原則」慶應義塾創立一二五年記念論文集四五

三頁参照）。

しかし、Y₃は、そもそも事実上経営に全く参画しておらず、何ら監視を行っていないのであるから、義務の履行の程度の相違に基づく責任の相違を認める余地はない。Y₃が取締役としての監視義務を全く果たしていないという事実が一方にあり、他方において、Yによる本件手形の振出による第三者に對する加害行為がある以上、Y₃が商法第二六六条ノ三第一項の責任を負うのは当然であつて判旨が、名目的取締役であることを理由としてY₃の責任を否定したことには賛成できない。

付記 本件については、神崎克郎教授の判例研究（本文中に引用）と関英昭助教の判例研究（金判六四二号五〇頁）があり、神崎教授は私と同じ結論を採られるが、関助教は、全面的に判旨の結論を支持される。

並木 和夫

〔最高裁判事例研究 二五二〕

昭二七二五（最高民集六卷
一二号一二八二頁）

訴訟物が金銭債権である訴えと金額の表示の要否

損害賠償請求権存在確認請求事件（昭和二七・一二・二五・第一小
法廷判決）

原告Xは被告Y弁護士会に對し、次のとおりの請求趣旨を掲げて訴を提起した。「被告は原告に對し損害賠償責任ある旨及び昭和二一年八月二五日以降被告の会員たる者は各自被告と連帯無限の責任あることを確認する。訴訟費用は被告の負担とする。上請求原因とする事実関係は、次の如し。Y弁護士会は、副会長以下一二名の弁護

士の策謀に乗ぜられXの提出していた弁護士登録進達申請を正当な理由なく拒否した。これはXの権利を故意または重過失により侵害したものであり、Yには損害を賠償する義務がある。また昭和二十一年八月二十五日以降Y弁護士会の会員になった者にも民法四四二条により連帯責任がある。

これに対し第一審は請求棄却の本案判決を下したが、控訴審では「本件請求の趣旨は範囲、態様が甚だ不定、不明確であるから裁判所は控訴人に対しその欠缺の補正を命じたのにも拘らず控訴人はこれに応じないから結局本訴は訴状の記載要件に欠缺ある不適法のもので却下するの外はない。然るに原審が本審審理に入って請求を棄却したのは失当である」として原判決を取消し訴を却下した。X上告。上告理由は次の如くである。

①すべて確認の訴は確認を受ける法益を有するか否かによって決せられるのである。本件の場合、Y弁護士会の賠償義務だけでも確認されたならば、この種の公益法人に対する施策を批判する資料となすことができ一般の人々の為にも役立つし、被害者の精神的物質的救済にも役立つのであるから確認の利益ありとすべきである。

②確認の訴においては、金銭債権といえども具体的な貨幣額の指示を常に必要とするものではない。

③憲法三二条に定める裁判を受ける権利の保障からみて、訴求の態様の適法範囲をせまく限定すべきではない。

最高裁は次のように判示して上告を棄却した。「訴状には請求の趣旨すなわち、原告が訴訟物につき如何なる範囲で如何なる内容の判決を要求するかを記載しなければならず（民訴二二四一条一項、一八六条、一九九条一項参照）もし訴訟物が金銭債権であれば必ずその金額を一定してこれが範囲を明確にすることを要するのであって、このことは、それが給付の訴であると確認の訴であることにより毫も

差異はないのである。ところで本件上告人の訴は不法行為を原因とする損害賠償債権存在の確認を求めるものであり、その訴訟物が金銭債権であることは記録上明白である。

しかるに、上告人は本件訴状に右債権の金額を記載せず、その後も遂に訴訟物たる債権の一定金額を表示する措置を採らなかったのであるから右訴は不適法として却下するの外はなく、これと同趣旨に出た原判決は正当である」。

判旨に賛成である。

一、金銭債権に基づく給付訴訟においては、請求認容判決が債務名義になるために、請求の趣旨に金額を特定表示しておくことが手続法理上必然的に要求される。だが、金銭債権の確認訴訟においては、右のような手続法理上の要請はなく、どのようにに解すべきか。

前記上告理由は、たとえ金銭債権といえども確認訴訟においては、金額の表示がなくても訴訟物の特定はなされ得るとするが（上告理由②）、(i)訴訟対象論の問題として訴訟物の特定という観点から、そのようなことが認められるのであろうか。また、賠償義務だけでも確認されれば、批判の資料として役立つ、被害者の精神的物質的救済にも役立つとするが（上告理由①）、(ii)訴の利益論の問題として確認訴訟においては、金銭債権でありながら、金銭の取得という目的を離れた確認の利益というものを認めることができるかという点が問題になる。

二、積極的確認訴訟の場合において、本件の場合のように金

金債権の存在を主張するからには、当然その金額が一定額のものとして主張されなければならない⁽¹⁾。つまり、金債権の積極的確認の場合、その金銭の表示の要求は、自明の理であるといえよう。最高裁判決意見も、この結論を支える根拠を明示してはいないが、おそらく自明であるという理由づけを黙示しているといえる⁽²⁾。よって、訴訟物の特定の問題として、金額の表示なくして金債権をめぐる訴訟物の特定は生じないと解することが⁽³⁾できる。

しかし、これに対し、このような考え方は私法的訴権論を源とする訴訟対象観、訴訟の存在は私権に依存するという体系的認識に拘束されたものであり、ことは訴訟対象論からはなれて訴の利益の問題であるという見解がある⁽³⁾。この見解によれば「民事訴訟法がすでに中間判決の対象として、独立した攻撃防禦方法や請求の原因について裁判することを許しているのである(一八四条)、金債権発生⁽⁴⁾の根拠について」「争いがあるとき、その点だけを論じて訴を提起してくれば、裁判所が主文判断を与えることは可能性として認められてよい」とする。

この見解は、金債権において全ての場合に金額の表示を要求し、その表示なくして金債権の特定は生じない、とする⁽⁴⁾ことはできない(債務不存在確認訴訟、不法行為に基づく損害賠償訴訟)とされる。そして、民法上原因のみを独立して主文判断を与える可能性が認められるのであるから、訴訟対象論ではなく、訴の利益論の問題として解決を与えるべきであるとする。

三、しかし、右記の見解に対しては、金債権について本来の訴訟物として原因関係のみを独立して判断の対象とすべき具体的必要性が明らかでない、という疑問がある。

この問題は、金債権の本質から考えていくべきものである。他の債権債務関係とは異なり、金債権債務関係が有する特質は、それが一定の金額を有している点にある。したがって、一定の金額の確認をせずに債務の存否の確認だけで紛争が解決することは、原則として存在しない。このような関係にあるので、金債権に関する訴訟においてその発生根拠に争いが生じた場合に、その原因のみを独立して対象にしても、抜本的解決を得ることはできない。

たしかに、金債権において、原因関係と一定金額とを区別して観念することは可能ではあるが、終局判決において原因関係のみを独立して確認すべき具体的必要性があるようにには思われない。

仮りに、金債権における原因関係を中間判決ではなく、終局判決の確認の対象にした場合、それは、本件判決における事例のように、金銭取得の要求ではなく、名誉毀損を理由とする謝罪要求的要素を多く含んだものであろう。

したがって問題は、金債権において金額が不明であるために一定金額の表示を要求したい場合でも、その表示を要求すべきかという点にある。

即ち、交通事故損害賠償請求訴訟においては、債権ありと主

張する被害者ですら請求金額を訴提起時に確知することは困難であり、常に請求金額を訴状の請求の趣旨のところに特定掲記しなくてもよいと説く見解⁽⁵⁾が存在する。

しかし、こうした見解の根底には、請求の趣旨に表示する金額が当該請求権の客観的範囲内であることを要求する考えがある。不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において訴提起時に、損害賠償の客観的範囲を確知することは困難であるが、判決本文と異なり、請求の趣旨における表示は、いわば一種の問題の提起であって、口頭弁論の過程を通じてその客観的範囲を明らかにしようとするものであり、また、拡張や減縮も可能なものである。

したがって、自己の主張せんとする要求額を記載してよいのであるから、金額の表示は可能であり、且つ常にそれを要求できるものと解する。

次に、債務不存在確認訴訟においてはどうか。
この場合は、金銭債権においては何故一定金額の表示がなければ訴訟物の特定がなされないのか、という特定の意味から考えていくべきである。

金銭債権においては、一定の金額の確認をせずに債務の存否の確認だけで紛争は解決しないのであるから、一定の金額について判決本文において判断するためには、請求の趣旨において一定金額の提示が必要とされるのである。また、金額を離れて存在しがたい金銭債権債務関係において、原告が債権の存在を

示さなければ、被告の攻撃防禦の対象を不明確にし、裁判所の審理判断の対象を不明確にする。故に、金銭債権においては、一定金額の表示なくして特定は生じないのである。

このことからすれば、「金額の表示」とは、必ずしも具体的金額の記載を必要とするものではないと解釈することができる。つまり、具体的金額を記載しなくても判決の本文において金額についての判断をするために、請求の趣旨において金額についての判断を求めるといふ意味での提示があると解釈できる場合で、且つ具体的金額の記載がなくても、被告の防禦方法の対象を不明確にすることなく、裁判所の審理をも不明確にしない場合であれば、具体的金額の記載がなくても請求の趣旨における「金額の表示」はあるといえることになる。

よって、債務不存在確認訴訟においては、具体的金額の記載はなくても全債務について判決本文で判断を求めると金額の提示はあると、請求の趣旨を解釈できるものと解する。この意味で金銭債権としての特定は生じているものと解する。

なぜならば、①積極の確認の場合と異なり、消極の確認の場合、債務者に具体的金額の記載を要求したところで、そもそも債務者には債務を処分しうる地位がなく、債権者の提示する金額によって全債務の抜本的解決がなされる関係にあるのであるから、具体的金額の記載はなしえない⁽⁷⁾。②債権者は債権の総額を知っているか、少なくとも容易に知りうる立場にあるので、債務の不存在確認訴訟が起されると、被告(債権者)はその全

部の債権を失うことの警告が与えられるのであって、被告に託っていかなる対応をすべきかという目安は与えられているのである。⁽⁸⁾したがって、具体的金額の記載がなくても、原告は、金額についても判断を求めていると請求の趣旨を解釈し、判決の正文で全債務額について判決しても許容される利益状況が存在する。⁽⁹⁾ただ、原告である債務者にとって予想を超える債務額が確認される危険性は否定できない。だが、債務額は客観的に確認されるのであり、債務者が、債権者の主張する債務額を事前に知りなければ、一部債務不存在確認訴訟の利用が考えられるべきである。⁽⁹⁾

四、金銭債権訴訟に対する規制は、前述した訴訟対象論の視点からのみなされるのではない。

例えば、名誉毀損に基づく一円の損害賠償訴訟について考えてみよう。前述の訴訟対象論に基づく基準は、一定金額の正文判断を求める表示を請求の趣旨において提示しているか否かによって判断するのであるから、この事例は右の基準に合致することになる。だが、訴の利益論の視点から、金銭債権においては、一定金額取得の目的を離れた訴の利益は存在しえない。この場合、一定金額の表示はあるが、一定金額取得の目的という訴の利益を欠くものといえよう。

上告理由①が述べる如き確認の利益は、名誉毀損を理由とする謝罪広告請求等によって構成されるべきであり、金銭債権的構成とは本質を異にする。

五、このように、金銭債権訴訟に対しては、訴訟対象論、訴の利益論からくる二重の基準が存在するのである。

本判決の事例は、債権の積極的確認の訴えであるから、訴の利益論を論じる前に、請求の趣旨に一定の金額について正文判断を求める提示がなされているとはいえない。よって、訴訟対象論の視点から排斥されるべきものである。

本判旨も、この意味に理解して賛成することができる。

- (1) 加藤・本件評釈民商三六卷四号六一五頁。
- (2) 土井・調査官解説判タ二七号一二四頁。
- (3) 住吉・本件評釈民訴判例頁選一〇五頁。
- (4) 吉住・前掲一〇五頁。「…この考え方(訴訟対象論―筆者注)でも足りる場面が少なからず認められはする。それでも…」として、特定の問題として解決できる場合、訴の利益の問題として解決できる場合があるとする。
- (5) 五十部「損害賠償額算定における訴訟の上の特殊性」法協七九卷六号六三一頁。
- (6) 浅生「債務不存在確認訴訟」新・実務民事訴訟講座一三六六頁。
- (7) 債務不存在確認訴訟において、債務者の提示する金額に何らかの効力をみとめることは、いたずらに法律関係を複雑化ならしめるものである。
- (8) 浅生・前掲三六六頁。
- (9) 債権の給付請求における一部請求とパラレルに債務の一部不存在確認請求も認められるべきである。